

ニ、檢見セシ場合ハ必ズ地主ノ言質ヲトリ、デキレバ一札ヲトルコト。

ホ、事情有利ノ場合ハ其ノ場デ減免マタハ全免ノ要求ヲナスコトモヨイ。

ヘ、既ニ昨年度ノ減免問題デ地主ト争ヒ訴訟ソノ他ニナツテキル地主ニ對シテハ特ニ立毛檢見ヲ要求スルコト。

ト、未組織部落ヘモ勸誘シテ共同デ立毛檢見ヲ要求スルコトモ考エルコト。

二、役場、府廳ヘノ被害救済陳情ニツイテ

イ、被害地（特ニ被害激甚ノ地ハ急イテ活潑ニ）ニ於イテハ、一村ノ勤勞農民大衆全部調印シテ被害救済ノ陳情運動ヲ起シ、各自ノ町村役場及ビ大阪府ニ對シ陳情ヲナスコト。

ロ、特ニ村役場ニ對シテハ強力ニハタラキカケ被害調査ニ立合ハシメ應急救済策ヲトラシメルコト、飯米ノ缺乏セル場合ハ政府ヘ

拂下ゲ（コノ場合ナルベク貸下ゲトシテ）ヲ要求シ、村役場デソノ手續ヲトラシメルコト。

ハ、農作物ノ被害以外ニ家屋、納屋等ノ被害ニ就イテモ同様町村役場ニ救済運動ヲ起スコト。

三、組合員相互應援ヲナスコト

イ、組合員ノ家族ノ被害ニ對シテハ極力救済ノため全支部員ハ協力スルコト。

ロ、家屋、納屋等ノ崩壊場所修繕ノ時ハ全支部員協力シテ援助スルコト。

四、不可抗力ニヨル損害ニ就イテ

イ、不可抗力以外即チ最近府市ガ各種ノ土木工事ノため堤防ノ變更水路ノ閉塞等ノため被害ヲ受ケタ時、或ハ耕地整理、區劃整理工事ノためニ風水害ヲ受ケタ場合ハ相手ニ對シテ至急損害ノ補償ヲ要求スルコト。